

※行は追加・削除しないでください (行の高さは変更可能です)

記入例

単独申請 (企業等)

1. 申請者情報 該当する種別を選択してください。

必ず13桁の法人番号を記入。 ※登記簿に記録される「12桁」の会社法人番号は記入しないでください。

Table with columns: 申請者種別, 業種, 資本金, 従業員数(常勤), 法人番号(13桁). Includes options like ⑤会社・法人 and ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業.

【申請者種別④から⑧の場合の確認事項 (□にチェック及び記入してください)】 ※申請者種別②または③に該当の場合、別の証明書の提出が必要

☑ 大企業は実質的に経営に参画していない (みなし大企業に該当しない) ことに相違ない。

出資者と出資比率を記載してください。(株主名簿の提出で代替することも可)

Table with columns: 出資者の名称, 出資比率(%), 第2条第1項第1号(ア)及び(イ). Lists shareholders like 特許 太郎 and 株式会社xx.

※みなし大企業の定義は実施要領第2条第1項第1号(ア)及び(イ)参照。 ※合計が100.00%になると網掛けが消えます

【申請者種別②から③の場合の確認事項 (□にチェックしてください)】

☐ 必要書類を添付した。

合計が必ず100%になるように記入してください。 単独で2分の1以上、又は複数で3分の2以上の所有がわかるように記入すること。 小口の株主が複数いる場合はまとめて記入してください。

2. 過去における補助金の支援実績

【確認事項 (いずれか該当する方にチェックしてください)】

Table with columns: 実績なし, 実績あり. Includes a note about JETRO and international support projects.

Table with columns: フォロアアップ調査を提出している, フォロアアップ調査対象外. Includes a note about implementation guidelines and follow-up surveys.

3. 了承事項等 内容を確認のうえ、すべての項目にチェックしてください。

- List of 8 items to be checked, including: 本申請書において交付を申請する外国出願... 当補助金の事業において、代理人契約... 実施要領第3条第1項第1号(カ)に定める事項... 実施要領第12条第1項に定める事項... 実施要領第21条第2項に定める事項... 実施要領第22条第2項に定める事項... 事業完了後、やむを得ない事情により、自ら放棄又は取下げを行わなければならない場合には... 実施要領第22条第1項及び第2項に定める事項... 公募要領で示す「本事業で頂戴する個人情報の取扱い」について了承した。

4. 申請担当者 申請書の内容に関する確認や、交付決定通知等の重要な連絡をします。 弁理士等の代理人ではなく、必ず連絡可能な貴社の担当者を記入してください。

Table with columns: 法人名, 部署及び職名, 担当者氏名, 電話番号, メールアドレス. Includes example values like 株式会社OO and 知財部 部長.

中小企業支援法に規定する以下いずれに該当するか、プルダウンから選択してください。

- ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (※②~⑦を除く)
②卸売業 (※⑤~⑦を除く)
③サービス業 (※⑤~⑦を除く)
④小売業 (※⑤~⑦を除く)
⑤ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業
⑦旅館業

下記サイトを参考に、ご判断ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q4
https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

実施要領に規定の「みなし大企業」に該当する/しないをプルダウンで選択してください。

「みなし大企業」の規定は実施要領第2条第1項(1)の(ア)(イ)です。下記サイトでご確認ください。
https://www.jiii.or.jp/kaigai-hojo_file/implementation_guidelines.pdf?v0524

必要書類は

- ②資本金が確認できる書類 (登記簿、財務諸表等) 又は従業員数が確認できる雇用保険の写し等 の他、以下となります。
【試験研究費等比率が3%超の個人事業主・会社・組合・NPO 法人】
・試験研究費等比率を証する書類 (財務諸表等) 又は研究者数比率を証する書類 (設立からは26月以内のものに限る / 社内組織図、研究者の略歴など)
【科技イノベーション活性化の指定補助金等を交付された会社・個人事業主・組合・NPO 法人】
・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づくSBIR制度における指定補助金等及び特定新技術補助金等により事業を行う者であることの証明
1) 事業計画書の写し
2) 交付決定通知書 (補助金) 又は委託契約書 (委託事業)
【経営強化法の経営革新事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO 法人】
・経営革新計画に承認された事業を行う者であることの証明
1) 「経営革新計画」の写し
2) 承認証の写し
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html
【経営強化法の異分野連携事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO 法人】
・異分野連携事業分野開拓計画に認定された事業を行う者であることの証明
1) 「異分野連携事業分野開拓計画」の写し
2) 認定証の写し
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2020/201106bunya.html
【ものづくり法の計画を行う会社・個人事業主・組合・NPO 法人】
・ものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく研究開発計画を認定された事業を行う者であることの証明
1) 「研究開発計画」の写し
2) 認定証の写し
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.html
③福島県イノベーションコースト構想機構が発行した対象事業者であることを証明する「証明書」
※以下の特許庁HPに掲載の証明書
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/fukushima_chusho_hojin.html

これまでの補助金事業の採択実績の確認 (いずれか該当する方にチェックしてください)

中小企業等外国出願支援事業 (ジェットロと都道府県中小企業支援センター等) 又は 日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業 (発明推進協会実施事業) に採択実績のある方は、「実績あり」にチェックのうえ、フォロアアップ調査の提出についてご回答をお願いします。
※対象者のうち、フォロアアップ調査を提出していない方は、本年度は本補助金の申請ができません。

内容を確認、必要事項を記入のうえ、チェックを入れる